入札の条件（ゼロ債務負担行為に基づく契約の場合）

福島県南会津建設事務所

１　入札の条件等

入札の際提示すべき条件として、次の条項を追加する。

**⑴　請負代金の支払い**

**この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、請負代金（前払金を含む）の支払いは、令和７年度とする**。

⑵　工事請負契約書（工事の場合）

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記１の条項を挿入する。

⑶　委託契約書（委託の場合）

別紙のとおりとし、特約条項で別記２の条項を挿入する。

※ゼロ債務負担行為とは

　　新年度に行う建設工事等に債務負担行為を設定し、現年度中に入札および契約をすることにより、現年度中あるいは新年度当初の着手を可能とするものである。現年度中には、前払金等の支出はなく（ゼロ）、翌年度以降の支出となることからゼロ債務負担行為という。

［別記１］特約条項（工事の場合）

**第〇　この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、請負代金（前払金を含む）の支払いは、令和７年度とする**。

［別記２］特約条項（委託の場合）

（略）

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 　　　　　　　　　　は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項**及び特約条項**によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

**特約条項**

**この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、請負代金（前払金を含む）の支払いは、令和７年度とする。**